令和元年第1回玉名市農業委員会総会議事録

令和元年5月7日(火)午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 永田 知博 2番 鶴田 克士 赤松 繁之 竹下 宏介 3番 4番 下川 安 5番 浦谷 幸司 6番 縄田伊知郎 7番 8番 船津 和利 9番 澤村 哲志 10番 田上一 11番 福田 友明 12番 中島 浩輔 13番 小川 信孝 14番 髙田 優子 吉田 孝壽 16番 15番 島村 秀敏 17番 永田 眞一 18番 堀田 昌子 19番 村端 一弘

- 2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。
 - 0 名
- 3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 1 水本 信之 推 2 植野 司 推 4 土田 健一 推 5 小山 勝男 推 6 森川 正志 推 7 增本 龍雄 推 8 岡村 栄一 推 9 橘 一輝 推 10 粟田 稔 推 12 西分 幸夫 推 13 德井 勝美 \square 推 15 楯岡 秀昭 推 16 井上 道明 推 17 中山 一久 推 19 平野 秀正

- 4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。
- 推3 松本 恒幸 推11 小山久仁江 推14 永田 光秀 推18 坂本 修
- 5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 小山 博 次長 西川慶一郎 係長 竹森 明徳 参事 松倉 司 主査 前田 稚子 主事 村上 寛子

- 6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。
 - 0 名

議題

- 第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第19号 事業計画変更承認申請について(5条許可後)
- 第20号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第22号 農用地利用集積計画の決定について

報告

- 第12号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
- 第13号 許可書返納届について

1. 開 会

〇事務局長(小山 博君) それでは、定刻となりましたので始めます。

本日は、農業委員総数19名、皆さんの御出席でございます。また、農地利用最適化推進委員総数19名のうち3番松本推進委員、11番小山久仁江推進委員、14番永田推進委員から欠席の届けがあっており、16名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、た だいまから令和元年第1回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

2. 会長挨拶

- **〇事務局長(小山 博君)** まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。
- **〇会長(永田知博君)** 皆さん、改めましてこんにちは。

令和元年5月7日、非常に令和、まだ慣れませんので言いにくい感じがいたしますけれども、新元号が発表されましてちょうど一週間目でございますけれども、農業委員会というのは、元号が変わりましても毎日対応するのはひとつも変わってはおりません。これからまだまだ世界的にも農業情勢は、非常にいろいろ新聞等でも話が出ておりますけれども、どうなるか全く見当がつかないような状況でございます。

しかしながら、我々の仕事としては、農業委員会の仕事といたしましては、ひとつも変わることなく、農業者の代表としての機関でございますので、お互いにしっかり研鑚を積んで、これからも頑張ってまいりたいと考えております。どうぞひとつ皆さんもよろしくお願いいたします。

3. 議事録署名委員指名

〇議長(永田知博君) それでは、早速ではございますけれども、議事に入ります。

本日の議案は、議第18号より議第22号までの89件と、報告第12号より第13号までの21件が提案されております。慎重なる御審議よろしくお願いいたします。

また、本日の議事録の署名委員は、4番竹下委員と5番浦谷委員にお願いをいた します。

それでは、座って説明させていただきます。なお、発言の際には、委員番号と氏名、推進委員の発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べた上で発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

4. 議事

○議長(永田知博君) それでは、議事に入ります。

議第18号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 議案の1ページをお願いいたします。

議第18号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和元年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、中と築地の申請人で、築地の畑557㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

2番、大浜町の申請人で、大浜町の田1,053㎡を農業廃止と経営拡張のため 売買するものです。

3番、大浜町の申請人で、大浜町の田2,530㎡を農業廃止と経営拡張のため 売買するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、大浜町の申請人で、大浜町の田356㎡外1筆、計2,858㎡を農業廃止と経営拡張のため売買するものです。

5番、熊本市と石貫の申請人で、石貫の畑598㎡外4筆、計4,138㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

6番、三ツ川の申請人で、三ツ川の田1,575㎡を相手方の要望と規模拡大の ため賃貸借権を設定するものです。報告第12号3番と関連がございます。

7番、岱明町と熊本市の申請人で、岱明町開田の樹園地1,586㎡外2筆、計2,980㎡を農業廃止と経営拡張のため賃貸借権を設定するものです。

3ページをお願いいたします。

8番、岱明町と熊本市の申請人で、岱明町開田の樹園地2,982㎡を農業廃止 と経営拡張のため賃貸借権を設定するものです。

9番、岱明町の申請人で、岱明町下前原の田1,244㎡を相手方の要望と代替 地取得のため売買するものです。

10番、岱明町の申請人で、岱明町下前原の田788㎡を相手方の要望と代替地取得のため売買するものです。

11番、大浜町と岱明町の申請人で、大浜町の田1,268㎡外1筆、計2,276㎡を農業廃止と経営拡張のため売買するものです。

4ページをお願いいたします。

- 12番、岐阜県土岐市と横島町の申請人で、横島町大園の田2,732㎡外1筆、計4,553㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第12号6番と関連がございます。
- 13番、横島町の申請人で、横島町横島の田600㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。
- 14番、大分県別府市と横島町の申請人で、横島町横島の田700㎡を耕作不能 と相手方の要望のため売買するものです。
- 15番、神奈川県川崎市と横島町の申請人で、横島町横島の田1,213㎡を耕作不能と相手方の要望のため売買するものです。
 - 5ページをお願いいたします。
- 16番、岱明町の申請人で、岱明町山下の畑75㎡外1筆、計586㎡を次の17番とお互いの利便性向上のために交換するものです。
- 17番、岱明町の申請人で、岱明町山下の田791㎡外1筆、計850㎡を先の 16番とお互いの利便性向上のために交換するものです。

以上17件、合計31,483㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止 規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、 技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断 し、御提案しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。議第18号は、受付番号16番及び17番につきまして、申請人が農業委員本人となっており、議事参与の制限がありますので、まず1番から15番を審議し、そのあとに16番及び17番を審議いたします。

それでは、受付番号1番から15番まで、順次委員の説明をお願いいたします。 1番からどうぞお願いします。

- ○3番(赤松繁之君) 3番、赤松です。1番の案件について説明いたします。 1番の案件は、相手方の要望と経営拡張で、何ら問題なく許可相当と思います。 ここは果樹苗を植えるそうです。以上です。
- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、2番、お願いします。
- ○4番(竹下宏介君) はい、4番、竹下です。2番の案件について御説明します。 譲渡人は農業廃止、譲受人は経営拡張で、下限面積も満たされており、許可相当 と判断します。

3番の案件について御説明します。

譲渡人は農業廃止、譲受人も経営拡張と、下限面積も満たされており、許可相当 と判断します。

4番の案件について御説明します。

譲渡人も農業廃止、譲受人は経営拡張と、下限面積も満たされており、許可相当 と判断いたします。

- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、5番、お願いいたします。
- ○9番(澤村哲志君) 9番、澤村です。番号5番について説明します。

譲渡人は、住まいが遠いことと労働不足のため、管理できないことによって今回 申請されました。譲受人は、現在、田畑、十分経営面積を満たしておられます。経 営拡張ということで、何の問題なく許可相当と思います。以上です。

- ○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。6番、お願いします。
- 〇推9番(橘 一輝君) 推進委員番号9番の橘です。6番について御説明いたします。 貸人はですね、相手方の要望です。借人のほうは経営規模の拡大ということで、 賃貸期間が5年ということで、何ら問題なく許可相当と思います。
- O議長(永田知博君)
 はい、どうもありがとうございました。

 それでは、7番、お願いいたします。
- **〇11番(福田友明君)** はい、11番の福田でございます。7番、それから続きまして8番について説明いたします。

貸人と借人は農業の廃止、それから経営の拡張ということで、隣同士の畑という こともありまして、そしてまた友達ということでこのような経過になったと思いま す。経営面積も満たされておりますし、何ら問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

7番、8番を説明いただきました。

それでは、9番、お願いいたします。

○10番(田上 一君) 10番、田上です。9番、10番を説明します。

譲受人は、9番、10番とも相手方の要望でありますけれども、有明消防の土地 にかかって買収されたものですから、代替地の取得ということです。下限面積も満 たしておられるので、何も心配なく許可相当と思いました。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

それでは、次に11番、お願いいたします。

〇推12番(西分幸夫君) 推進委員12番、西分です。11番の案件について御説明いたします。

本案件は、譲渡人は農業廃止、譲受人は経営拡張ということでございまして、本 案件につきましては、先月農業経営改善計画認定の申請がなされまして審査された ところであります。イチゴを栽培するということで買われるものです。特に認定の 申請を審査されても問題はありませんでしたので、問題なしと判定しております。 よろしくお願いいたします。

- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、次、12番、お願いいたします。
- ○14番(高田優子君) 14番、髙田です。12番の案件について御説明いたします。 譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張、譲受人の下限面積も満たされており、許可相当と思います。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、13番、お願いいたします。
- ○16番(島村秀敏君) はい、御説明いたします。16番、島村でございます。13番、14番、15番と引き続き御説明いたします。よろしくお願いいたします。まず、13番でございますけれども、譲渡人の労力不足ということで、譲受人の相手方の要望ということで、下限面積も満たされているということで、御報告申し上げます。

それから、14番につきまして御説明いたします。

譲渡人の耕作不能ということで、譲受人のほうの相手方要望があったということで、これも下限面積が満たされているということで、御報告いたします。

続きまして、15番でございますが、譲渡人の耕作不能ということで、譲受人の相手方の要望で1,213㎡を処理するものでございます。いずれにしても下限面積が満たされているということで、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま13番、14番、15番まで説明をいただきました。

ただいま1番から15番まで委員の説明が終わりましたので、皆さんより御意見、 御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。議第18号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1番から1

5番までについては、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいた します。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

それでは、引き続き、16番及び17番の審議に移りますが、申請人が農業委員本人となっておりますので、農業委員会法第31条並びに玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限に基づき、田上一委員の退席をお願いいたします。

一 10番 田上 一君 退室 一

○議長(永田知博君) それでは、受付番号16番から17番まで、順次担当委員の説明をお願いいたします。

16番からよろしくお願いいたします。

〇12番(中島浩輔君) はい、農業委員12番の中島です。16番について説明します。同じく17番も関係しておりますので説明したいと思います。

16番の畑2筆、586㎡と17番の850㎡、お互い利便性の向上のため交換するものです。なお、16番の譲受人は、下限面積を満たしておられませんが、農地法の中で、農業委員会の斡旋による農地の交換は認められるため、私と、今日は欠席されているんですけど、小山推進委員で斡旋調整を行いました。前回の総会のときに一応説明受けて協議いたしました。協議は成立しておりますので、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま16番、17番について説明をいただきました。

それでは、皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、議第18号、農地法第3条の規定による許可申請について、16番及び17番を原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第18号の16番及び17番については、許可することに決定いたしました。

それでは、田上委員よろしくお願いいたします。

一 10番 田上 一君 入室 一

○議長(永田知博君) それでは、次に議第19号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 6ページをお願いいたします。

議第19号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条 第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意 見決定するものとする。令和元年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が富尾の畑361㎡で、当初個人住宅建築の目的であったところ、備考欄の理由により計画を断念、今回、承継者が個人住宅に計画変更するとのことで、議第21号11番と関連がございます。

以上1件、合計361㎡を御提案しております。

去る4月25日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番の担当委員の説明をお願いいたします。

○9番(澤村哲志君) 9番、澤村です。1番の案件について説明します。

申請者は、今現在、玉名市玉名のアパートに住んでおられるそうです。申請地の所在地は、玉名市富尾です。地域医療センターの約500mぐらいのところです。地目は畑になっていますので、宅地に転用し、住宅を建築する計画だそうです。申請地の面積361㎡、道路は東側に市道5m、北側に4mぐらいの道路があります。また、東のほうにはL型擁壁を造成されています。

今回、申請については、平成10年度に申請をされていましたが、その後申請者本人が交通事故に遭い、重症になられたそうです。その結果所得も減り、家の建築を断念されたそうです。今回新たに住宅を建築する計画だそうです。住宅は木造2階建てで、家族6人で住み、自動車3台分ぐらいの駐車場を設け、生活排水は申請地の北にある排水路へ合併浄化槽にて放流、雨水は、集合桝で申請地の西側の排水路へ放流、また生活用水はボーリングをする予定だそうです。申請地の盛土、柵などはしないことですので、東側の市道、北側の農道には土砂の流出はないようです。

以上のことから、許可相当と思います。御審議よろしくお願いします。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。 議第19号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可 することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 举手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第19号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第20号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。議第20号は、受付番号1番に始末書が添付されておりますので、担当委員の説明の前に、事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 7ページをお願いいたします。

議第20号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による 下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和元年5月7日提出、 玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が築地の畑366㎡で、転用目的が共同住宅1棟での申請です。 農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第2種農地と判断し、ほ かに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が大浜町の田35㎡で、転用目的が個人住宅及び作業場での申請です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。議第21号6番と関連しております。

以上2件、401㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごと に適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しており ます。

去る4月25日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

ここで、事務局より受付番号1番につきましては、始末書が付いておりますので 読み上げます。

事務局、よろしくお願いいたします。

- ○参事(松倉 司君) ─ 1番の案件について始末書朗読 ─
- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま、事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の説明をお願いいたします。 1番、どうぞ。

○3番(赤松繁之君) 3番、赤松です。

今、始末書が読み上げられたように、申請人は高齢で、農業経営があんまりできなくなるのじゃないかということで、農外収入による生活の安定を計画しての申請です。場所は、ナフコ玉名店北側で、208バイパス北側200mぐらいのところです。北と南は宅地、東側は市道が通り、西側は道路です。事業面積は1,266.86㎡で、内366㎡が畑地です。境界をコンクリートブロックで囲み、土砂の流出を防ぐそうです。建物は軽量鉄骨2階建て、2LDK6世帯分と駐車場13台分、それに駐輪場1カ所とごみステーションを建設予定だそうです。給排水は東側市道内の公共上下水道を接続して利用するそうです。雨水は敷地内南側に側溝を設置し、集水して市道側溝へ接続、放流するそうで、西側の道路には十分留意するとのことで、現地調査の結果、追認相当と思います。以上です。

- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、2番、お願いいたします。
- ○4番(竹下宏介君) 4番、竹下です。2番の案件について御説明します。

転用目的は、個人住宅1棟及び作業場です。木造2階建て、建築面積は120㎡です。選定理由は、両親の住宅に接することです。周辺の状況については、北側は両親の住宅です。東側は県道です。西側は田です。南側も田です。給水については、市の上水道が通っておりますので、それを利用します。生活排水については、合併浄化槽で処理し、南側の排水路に排水する計画です。雨水については自然浸透となっております。住宅部分については、30センチほど盛土をする計画です。周囲にはL型擁壁を設置し、周辺の農地に被害が及ぼさない事業計画となっています。

現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。これはですね、議第21号6番 と関連しますので、またよろしくお願いします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。 (なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。 議第20号、農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認する ことに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 举手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第20号については、許可することに決定いたしまし

た。

次に、議第21号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議第21号は、受付番号4番、5番及び6番につきまして、これも始末書が提出 されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げますので、よ ろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 8ページをお願いします。

議第21号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下 記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和元年5月7日提出、 玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が繁根木の田225㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、 都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の畑626㎡外1筆、計870㎡で、転用目的は宅地分譲7区画です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の田111㎡外2筆、計889㎡で、転用目的は建売住宅 3戸です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と 判断しております。

9ページをお願いいたします。

4番、申請物件が山田の田1,321㎡で、転用目的は貸事業、運送業用地です。 農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第2種農地と判断し、ほ かに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が山田の田1,851㎡で、転用目的は貸事業、土木業用地です。 農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第2種農地と判断し、ほ かに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が大浜町の田377㎡外2筆、計680㎡で、転用目的は個人住 宅及び作業場です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地 で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、 申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続 して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。議第20号2番 と関連しております。

7番、申請物件が伊倉北方の畑1,047㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。 農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第2種農地と判断し、ほ かに適当な場所がないものと判断しております。

- 10ページをお願いいたします。
- 8番、申請物件が大倉の畑272㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。
- 9番、申請物件が山部田の畑847㎡外1筆、計919㎡で、転用目的は一時転用で、臨時駐車場及び案内所です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、仮設工作物の設置等一時転用であり、例外的に許可は可能となっております。
- 10番、申請物件が山部田の畑512㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。
- 11番、申請物件が富尾の畑361㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。議第19号1番と関連しております。
- 12番、申請物件が岱明町下前原の田775㎡で、転用目的は共同住宅1棟です。 農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。
 - 11ページをお願いいたします。
- 13番、申請物件が岱明町下前原の田1,376㎡で、転用目的は共同住宅2棟です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。
- 14番、申請物件が岱明町高道の畑499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。
- 15番、申請物件が岱明町扇崎の畑343㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。
 - 16番、申請物件が岱明町扇崎の畑278㎡外3筆、計398.89㎡で、転用

目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第 2種農地と判断しております。報告第13号1番と関連しております。

17番、申請物件が天水町立花の畑414㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上17件、合計12,752.89㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る4月25日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○推1番(水本信之君) 1番の案件について説明いたします。推進委員1番、水本です。

場所は繁根木八幡さんの南側、豊肥本線の線路側の横です。転用目的は個人住宅です。事業面積は225㎡、申請地周辺は住宅化が進行しており、東側、北側は住宅です。南側は市道、西側は田になっており、道路より土地が低いために50cmほど埋め立てて、西側、東側にブロック4段で土砂の流出を防ぐ。給排水計画は、埋設の市水道により取り、生活排水、汚水は埋設下水道に排水する。雨水は西側道路脇に桝を設置し、南側側溝へ排出、住宅面積は66.66㎡、建築物は木造2階建て、現地調査の結果、問題なく、本件は許可相当と判断いたします。

審議のほどよろしくお願いします。

- 〇議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。 それでは、2番、3番、続けてお願いいたします。
- ○3番(赤松繁之君) はい、3番、赤松です。2番の案件について説明いたします。 譲渡人は娘と2人暮らしで、居住地が広すぎて管理ができないということで、住宅を建設してもらい、団地を建築会社に売買して、宅地分譲地にするための申請で、場所は築山小学校南側300mぐらいで、南大門の市営住宅の西隣です。南側と北側一部が市道と接し、ほかは宅地です。事業面積は2,618.76㎡で、うち中央部に870㎡が畑で残っております。周りをブロックとL型擁壁で囲んで造成します。北側市道と南側市道を結ぶように、幅5mの公衆用道路を造り、その中央部に南側市道より上下水管を引き込み、接続、分譲地は7区画で、それぞれの宅地内に

引き込むそうです。雨水は公衆用道路の両側に側溝を設置し、市道側溝へ接続放流、 周りには農地はなく、都市計画区域内ということで、現地調査の結果、許可相当と 思います。

続きまして、3番の案件です。

申請人は建築業で、今回は建売住宅3戸分の申請です。場所はナフコ北側で、208号線の南側100mぐらいのところです。北と南は宅地で、東側を市道が通り、西側は小川です。造成は西側右岸側にL型擁壁を積んで地ならしをする程度だそうです。南側に共有道路を造り、これに上下水道管を布設し、利用する。建物は木造2階建てを3棟、それぞれ駐車場が2台分ずつ、雨水は共有道路北側に側溝を設置し、市道側溝へ接続放流ということで、現地調査の結果、問題もなく許可相当と思います。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま、1番、2番、3番について委員の説明が終わりました。

ここで、事務局より受付番号4番、5番及び6番につきまして、始末書を読み上 げます。

- ○参事(松倉 司君) ─ 4番、5番、6番の案件について始末書朗読 ─
- ○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

事務局より始末書の読み上げが終わりました。

引き続き受付番号4番より、順次委員の説明をお願いいたします。

4番、お願いします。

○3番(赤松繁之君) はい、3番、赤松です。4番、5番は大体同じ人なんですけど、 4番からいきます。

申請人は運送業を行って、数年前から今の場所で借地して事務所、駐車場として利用してきました。今回、売買ということでの申請で、場所は築山小学校北側約1kmぐらいのところで、蛇ヶ谷公園の北西1.5kmぐらいのところで、農地の一画です。北側に住宅1軒、東側と南側は耕作放棄地、西側は市道が通っています。建物は事務所と倉庫で38㎡、給排水はなく、トイレは汲み取りだそうです。雨水は自然浸透で、屋根の水は溜めて手洗い用に利用するそうです。駐車場は砂利敷きで4t車6台分、2t車1台分だそうです。利用有効面積は1,000㎡ぐらいだそうです。始末書も出ていますので、現地調査の結果、追認相当と思います。

続きまして、5番です。4番と同じ申請人で、場所も隣で、義弟が借地として利用、売買したいとの話があって、購入予定がないので、この4番と同じ人が借り受けられるそうで、ための申請だそうです。場所は南隣りで、建物は事務所20㎡と従業員の駐車場、給排水はなく砂利敷きで、雨水は自然浸透、利用有効面積は60

0 ㎡ぐらいだそうです。

現地調査の結果、先ほどと同じで追認相当と思います。以上です。

- 〇議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、6番、お願いいたします。
- ○4番(竹下宏介君) 4番、竹下です。6番の案件について御説明します。 これはさっき説明したとおり、議第20号2番と関連しておりまして、さっき説明したとおりでございます。

現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、7番、お願いいたします。
- ○5番(浦谷幸司君) 農業委員5番、浦谷です。7番の件について説明いたします。申請は太陽光発電ということで申請が出ております。場所は伊倉の凸版印刷から南側に上がったところで、大体200m東側でございます。ただいま大体農地ですけれども、今、休遊地になっておりまして、面積が1,047㎡ということでございます。ここに太陽光パネル252枚を設置するということでございます。農地の南側に市道が通っており、そこに側溝があります。雨水の処理ですけれども雨水は自然浸透ということでございます。しかしながら、パネル等がありますので、オーバーフローした部分は側溝に流すということでございました。ちょっと傾斜というか、現地は1枚の畑ですけども2段になっておりまして、土壌の流出がないようにということで、一応こちらのほうから要望しております。

周囲は果樹園等でございまして、隣、東側にここはちょっと廃棄物の処理場という形で一応経営しておられますが、その西隣りになります。周りは全部フェンスで囲うということでございます。いろんなケースがありますので、一応土砂の流出だけはしないようにということで申し上げておりますが、会社が東京の大手の会社でございますので、中に入っておられる方に、土砂の流出がないようにということを常々言っておりますので、一応この形で、許可申請がいいのかなということで協議しました結果、許可相当ということで、現地検討をしております。

皆さん方の審議、よろしくお願いいたします。

- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、8番、お願いします。
- ○6番(縄田伊知郎君) 農業委員6番、縄田です。8番について説明いたします。 譲受人が借家住まいのため、将来の生活の安定の場を確保するために候補地をい ろいろ探した中、当該地の条件がよく、広さ、価格等求めていた条件に最も適した ため決定したようです。場所は208号線を市営大倉団地のところに入ったすぐの

ところです。事業面積は272㎡、平屋建ての木造の建築面積60㎡です。木造平屋建てです。給水は上水道、排水は、雨水が南側の市道内の側溝に接続放流です。 生活雑排水と雨水に関しては、合併浄化槽の処理後、南側の市道内の側溝に接続放流です。北側の隣接地にはコンクリートブロックを設置し、隣接農地に被害が生じないよう最善の注意を図るとのことです。東側に市道がありますが、そちらは市道のために利用せず、北側の市道よりスロープを造り、駐車場として利用されるそうです。

現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして9番、10番、同一委員さんのようですので続けてお願いいたします。

○8番(船津和利君) はい、8番の船津です。9番の案件につきまして説明いたします。

この申請についてはですね、今、NHKの大河ドラマであってます金栗先生の見学等のためですね、臨時駐車場と一時転用で申請が出ておりますし、土地の選定理由につきましてですね、今言いましたように、放送に伴い金栗先生の自宅等あたりに近いことから、来訪者の駐車場に適しているためですね、申請が出ております。必要性につきましてですね、多くの方の来訪者があり、車両駐車場が不足しているため整備する必要があることになりましたので、一時転用の申請をされております。整備後ですね、砂利を敷いて駐車場20台とテント1張ということで出ております。給排水についてはですね、駐車場ですので何もありません。雨水についてはですね、自然浸透のようにしております。それから、造成中の被害防除方策としましてですね、北側のほうに農地がありますけど、その間にはちょっと畦道が人が歩く程度の道がありますけれどもですね、その道の境のほうにはL型擁壁を設置してあり、被害の恐れはないものと思います。ほかには何も被害のあれはありませんので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、10番の案件につきましてですね、これは個人住宅ということで申請が出ておりますけど、この選定理由につきましてはですね、申請人がですね、親子関係でありまして、父親がひとり暮らしをしている父の所有の農地をですね、娘さんのほうに贈与という形でもらうということになっております。

この事業の目的及び必要性につきましてはですね、先ほど言いましたように父親がですね、ひとり住まいのためですね、高齢のため、介護及び土地の父親所有地の維持管理をするもので、そのための帰ってきて親の面倒を見るということで、そこに平屋の92㎡の家を、この土地は娘さんの土地になりますけど、この家のほうに

はですね、今度は孫娘さん夫婦の家を建てるということでなっております。給排水につきましてはですね、給水は市の上水道を利用すると、生活用排水についてはですね、敷地内に合併浄化槽により設置して、浄化処理後、浄化水を市の排水路に接続して排水するということで、雨水については雨水桝にて給水して、市の排水路に接続して排水するということに計画されております。被害防除計画につきましてはですね、申請地の南側については譲渡人の宅地がありますし、西側は譲渡人の所有の畑があります。東側には家が建っておりますし、北側は道路となっております。転用で被害を及ぼすことはありません。

以上でですね、このあいだ25日に農業委員さんらと現地確認しまして、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

- **〇議長(永田知博君)** はい、どうもありがとうございました。 それでは、11番、お願いいたします。
- ○9番(澤村哲志君) 9番、澤村です。さっき申し上げたとおり、事業計画変更承認で説明しましたが、申請者は、現在、玉名市玉名のアパートに住んでおられるそうです。申請地の所在地は、玉名市富尾中尾崎です。地域医療センターの西約500 mぐらいのところです。申請地の面積は361㎡、道路は東側に市道5mぐらい、北側は4mぐらいの道路があります。また、東のほうにはL型擁壁を造成されております。それと住宅は木造2階建てで、自動車3台分ぐらいの駐車場を設け、生活排水は、申請地の北にある排水路へ合併浄化槽で浄化して放流、雨水は集合桝で申請地の西側の排水路へ放流、また、生活用水はボーリングをする予定だそうです。申請地の盛土掘削はしないですので、西側の市道、北側の農道には土砂の流出はないようです。

以上のことから許可相当と思います。審議をお願いします。以上です。

- O議長(永田知博君)
 はい、どうもありがとうございました。

 それでは、12番、13番、続けてお願いします。
- **〇10番(田上 一君)** 10番、農業委員の田上です。12番と13番の案件を説明 します。

場所は岱明町の下前原で、208号線から南へ20mぐらい入ったところの土地です。荒尾市の人が共同住宅を計画されたものです。<math>12番の建築面積は235.57mに木造2階建てを1棟計画されております。駐車場も1戸当たり2台ずつ16台分を計画されています。なにぶん土地と番地は一緒ですけれども、地続きの土地ですから、南の<math>13番には共同住宅2棟を計画されています。もちろん建築費の違いはありますけれども、内容的にはほぼ同じです。12番のほうは、建築面積471.10mとなりますし、駐車場の台数も29台分となります。給排水計画など

も両方とも玉名市の上水道を利用し、雑排水、汚水は玉名市の下水道を利用されるとのことでした。また、雨水は浸透桝の処理をして、オーバーフローの分を市道の側溝に放流するとのことです。オーバーフローの分は、桝から側溝まで150の塩ビ管を利用するそうです。また、南と北のほうにはブロック塀をしてフェンスを設けるとのことでした。被害防除の計画としては、南のほうは里道と4mの舗装道路になっています。西側は市道の5mあります、市道が。また、北側の里道は2m70から80ぐらいの舗装道路になっています。東は自動車会社の修理工場で、ブロック塀にフェンスをしてあります。東西南北農地はありませんので、工事中また完成後の被害防除として、もしも発生した場合は、責任を持って適切な施工方法によって対処しますので、よろしくお願いしますとのことですから、何も心配はないと思いますので、許可相当と思いました。以上です。

- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、14番、お願いいたします。
- ○12番(中島浩輔君) はい、14番の案件について、農業委員12番の中島です。 ここは受渡人、受取人、親子関係でございます。目的は個人住宅、木造の平屋です。ここは第3種農地で、農用地区域外の場所です。JA岱明総合支所より北のほうに300m行ったところにあります。近くに病院が100mぐらい、小学校、中学校は300m、400mぐらいのところに位置します。東側は住宅があり、境界にブロックが設置されております。北側と西側は同じ平地で、農地があり、ここはブロックを設置し、土の流出を止めるということです。南側には市道があります。この市道にある上水道、下水道に雑排水及び水道を接続するそうです。雨水については自然浸透を中心に、オーバーフローの分は、この市道の側溝に流すそうです。現地調査の結果、何ら問題ないと思います。御検討のほどよろしくお願いします。以上です。
- O議長(永田知博君)
 はい、どうもありがとうございました。

 それでは、15番、お願いします。
- 〇推13番(徳井勝美君) はい、推進委員13番、徳井です。15番の案件について 説明します。

転用所在地は、玉名市岱明町扇崎本村です。地目は畑、面積は343㎡です。利用状況は遊休地、目的は個人住宅の建築です。木造平屋建て、延べ床面積116.76㎡です。そのほか駐車場として車3台分を必要とされています。給排水計画については、西側道路に市の上水道が通っており、その施設を利用する予定です。雨水、生活雑排水、汚水の処理方法として、汚水、生活雑排水は西側道路、市の下水道を利用するということです。雨水については集水桝を設置し、西側側溝へ放流す

る予定です。

申請地は農地と隣接しておらず、現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と判断しました。よろしくお願いいたします。以上です。

〇議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

それでは、16番、お願いします。

〇13番(小川信孝君) 16番の案件について。13番農業委員、小川です。御説明 します。

譲受人は、ただいま下前原の借地に住んでおられまして、個人住宅を目的として申請されております。場所は鍋小学校の北300mぐらいのところで、畑4枚で398.89㎡、個人住宅、施設面積は、125.87㎡です。給排水につきましては、給水は北西共有通路に上水道管を新設し、公共上水道より引き込む。雨水は北西側共有道路の側溝へ放流、生活雑排水、汚水は、北西の共有通路に下水管を新設し、公共下水道へ放流するように計画されております。住宅の北側農地は、コンクリート擁壁にて、土砂の流出の心配はありません。北側、東側の農地については、申請地より地盤が高く、土砂の流出は軽微と思います。南側農地、申請地、地盤高は同一であり、土砂の流出は軽微と思います。西側共有通路、申請地より地盤は高く、土砂の流出は少ないものと判断いたします。

審議よろしくお願いします。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、17番、よろしくお願いいたします。

〇18番(堀田昌子君) はい、18番農業委員、堀田です。17番の案件について説明します。

この申請地は、譲受人の実家の隣接地です。将来のことを考えて遊休地でもあるこの土地を選定してあります。自己用住宅2階建て1棟です。北は市道、東は実家でもある宅地、南側は水路が通っています。西は畑ですが日照等の問題はありません。給水は隣接地からの配管して井戸水を使用します。生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽で接続して南側水路へ放流します。雨水は自然浸透、屋根からの雨水は、配管して南側水路へ放流します。

現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

1番から17番まで説明は終わりました。何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。

18

はい、浦谷委員、どうぞ。

○5番(浦谷幸司君) 農業委員5番、浦谷です。

先ほど、一応太陽光の施設ということで説明はしましたけれども、現地調査に行ってですね、一応土砂の流出なり等を見た状態で、指導というか意見を言ってきておりますが、実際工事が終わったあとに事務局等確認はされておるんでしょうか。 工事が終わった。要するに現地に指導したとおりに施工されておるかどうかという、そういうのを確認はどこがされておられるかということをお伺いします。

宅地にしろ、こういう太陽光にしろですね、一応現地調査に行って、要するに境界のところに土砂流出等の柵をお願いしますという形で、現地調査のときに言ったりするでしょう。その後、こっちの要望のとおりあとをしてあるかどうかという確認というのは、どこがするんでしょうか。

- **〇事務局次長(小山 博君)** 確かに現地調査等の担当、基本もちろん事務局が直接行くのが一番、それはもちろんでありますけど、地域ごとで担当していただいている委員さんが、直接行っていただくのもよろしいかなという考えは持っております。
- ○5番(浦谷幸司君) 一つがですね、太陽光の件ですけども、周囲にやっぱり太陽光がずっと建って、雨水は自然浸透という形で、オーバーフロー分を流しますということで、その流す量が多くなって、道路がですね、ちょっと変形するぐらいに流れたところもちょっとあったわけですよね。それと宅地で擁壁をしますという形で、ただ法面を取って、上に土嚢をちょっと並べたぐらいで終わっとったというような状況のところもちょっと見受けられた件があって、これ最終的にどこが確認、最後のチェックというのが機能しよるとかなあと思ってちょっとお伺いしたわけですけど。
- ○議長(永田知博君) 浦谷委員、この件については、これは着工は5月20日着工てしてあるですたいね。それで、そのあとよければですよ、やっぱり農業委員さんのほうでちょっとあとを見ていただいて、それで、例えばですね、自分の経験で言わせてもらうとですね、そういうのが地元でもあったんですよ。それで、その着工後、行って確認をして、やっぱりオーバーフローしたようなそういう場合はですね、土地改良の役員さんとかおるじゃなかですか。それで一緒に行って、これは管理しよるのは土地改良のほうで管理しよるから、管理委員会があるじゃなかですか。それでそこでしよるけん、その分を補助というか、幾らかやっぱりいただきよるですもんね。だけんそういうふうな何かしらせんと、もうやりっ放しじゃいかんですもんね。それで、そのへんはよければひとつ主導になっていただいて、一応確認までお願いして、そのあと何かあったときは、事務局のほうでまた打診するようにしたいと思います。よかですか。

はい、どうぞ。

○参事(松倉 司君) 事務局の松倉です。

ただいまの件ですけれども、今、会長からもお話のあったとおりなんですけれども、基本的にチェックをしてるかしてないかという話から説明させていただきますと、細部についてのチェックはしておりません。事業が完了したならば、進捗状況報告書というのがございますので、写真を付けて、すべての事業が完了したということで報告はいただいておりますけれども、最後に擁壁をどうしたとかですね、ブロックを積んだとか、そこまでは確認はできてない状態です。

ただ、現地調査をするうえで、やはりちょっと怪しいなあとか、そういうようなところもあるかと思います。我々も現地に出るときは、ここはちゃんとしとらすとかなあとか、たまに見たりですね、気になったとこはありますので、農業委員さんにおかれましてもですね、近くを通ったときはどがんかなて見ていただいて、もしされてなかったらですね、申請書がこちらに残ってますので、事務局で確認して、ちゃんとやってない、申請書どおりにもやってないというところもあるかと思いますので、その場合はこちら指導をですね、ちゃんとしていただくように指導したいと思っておりますので、その点をどうぞよろしくお願いいたします。

- **〇5番(浦谷幸司君)** わかりました。責任はなかですよね、農業委員には。あっですか。一応じゃあ農業委員は、そのあたりは確認をしておくということでいいですかね。
- ○参事(松倉 司君) 責任ていうかですね、やはり責任ある立場なので、被害が想定できる被害が防げるような計画を指導するというような。ただ、そのとおりにしてなかったらどうしようもないところは、そんなときありますので、また指導をお願いするという形になると思います。
- ○5番(浦谷幸司君) はい、わかりました。
- ○議長(永田知博君) ほかには何かございませんか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第21号、農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり許可する ことに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第21号については、許可することに決定いたしました。

次に議第22号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。 ○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。12ページをお願いいたします。

議第22号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和元年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

13ページから14ページの総括表、15ページから20ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が3件11,887㎡、利用権設定が49件166,540㎡、合計52件178,427㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。 (なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。 議第22号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異 議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第22号については、原案どおり決定いたしました。

4. 報告

- ○議長(永田知博君) 次に報告第12号及び13号について、事務局より説明をお願いいたします。
- ○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。21ページをお願いします。

報告第12号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18 条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和元年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、21ページから25ページまでの20件、合計87, 194㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

報告第13号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がありましたので報告します。令和元年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、平成10年7月21日に許可された物件854㎡について、記載さ

れてる理由により届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の報告が終わりました。質問などはございませんでしょうか。 何でも結構ですけれども、皆さんより何か御意見、御質問がございましたらよろし くお願いいたします。

(なしの声)

〇議長(永田知博君) それでは、質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

これからその他に移ります。

5. その他

○議長(永田知博君) その他の件で、皆さんより何か御意見などはございませんか。 それでは、私のほうから一つ皆さんにお願いを申し上げます。

前々から常に話はしておったと思いますけども、よく私も言われるのはですね、 農家の花嫁不足、何か良い情報はありませんか、皆さん。最近はあんまりオヨネば あちゃんがおらんごとして、しゃしゃり出てお世話する人がなかなかおらんような 状態なもんでですね、本当よう聞かれるとですよ。うちの息子に誰かおらんどかて いうのをあっちこっちから聞くもんだけんですね。非常にお世話をしてあげたいと ばってんですね、なかなか情報が寄ってこんもんだけんですね。よかったらひとつ アンテナを立てとっていただいて、情報をください。よろしくお願いします。

6. 閉 会

○議長(永田知博君) それでは、長時間にわたりまして御審議をいただきましてありがとうございました。今日は令和元年の第1回目の農業委員総会ということで、非常にいろんな意見も頂戴しましたけれども、これから益々お互いに多忙になってきますので、体に十分気をつけられて励んでいただきたいと思います。

本日はどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

閉 会 午後3時35分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和元年5月7日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農業委員 竹下宏介

農業委員 浦谷幸司